

## 大東市と摂南大学とのまちづくりに関する連携協定書

大東市と摂南大学は、相互の発展に資するため、次のとおりまちづくりに関する連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大東市と摂南大学が連携のもと、まちづくり、共同研究等の分野で相互に協力し、相互の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 大東市と摂南大学は、次の事項について連携し、協力する。

- (1) まちづくりに関する共同研究及び事業の実施に関する事項
- (2) 人材の育成に関する事項
- (3) その他必要と認められる連携・協力

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2カ月前までに、大東市または摂南大学のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、大東市と摂南大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成31年 1月 21日

大東市谷川一丁目1番1号  
大阪府 大東市  
大東市長

東取浩一



寝屋川市池田中町17番8号  
摂南大学  
学長

八木紀一郎

